

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 6 月 2 9 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 3 1 号

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成 2 7 年千葉市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項」を「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成 2 5 年度までに介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年厚生労働省令第 1 9 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 2 3 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者	平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに
平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに

